

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ～制度の見直しについて～

### ■ 均等割 2割・5割軽減の範囲が見直しされました

- 保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次のとおり見直しされました。  
※一人当たりの医療給付費が増加したため、平成30年から保険料率が上がります。

【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ (27万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (49万円×世帯の被保険者数)	2割軽減



【平成30年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+ (27万円5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+ (50万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

### ■ 所得割の軽減割合が見直しされました

- 保険料所得割軽減の割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減



【平成30年度から】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	軽減なし

### ■ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が見直しされました

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方の軽減割合が、次のとおり見直しされました。

【平成29年度】

区 分	所得割	軽減割合
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	7割軽減



【平成30年度から】

区 分	所得割	軽減割合
被用者保険の被扶養者だった方	かかりません	5割軽減

▲所得の状況により、均等割の軽減割合が9割、または8.5割に該当することがあります。

### ■ 1年間の保険料の賦課限度額が見直しされました

- 保険料の賦課限度額が、次のとおり見直しされました。

平成29年度	平成30年度
57万円	62万円

※賦課限度額は、国の政令改正に伴い、中低所得者の負担を軽減する観点から、62万円に引き上げることとなりました。

平成30年度の保険料額につきましては、7月中に個別にお知らせいたします。

☎ 町民課 町民係 ☎ 83-1406